

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
平成20年度 事業計画

目 次

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	1
II	基本方針	2
III	セクション別重点目標	3
	1. 職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課 総務係】	3
	2. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【地域福祉課 総務係】	3
	3. 小地域福祉委員会活動の拡充【地域福祉課 地域福祉係】	3
	4. ふれあいサポート事業協力会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】	4
	5. 社協会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】	4
	6. 災害ボランティアセンターの設置・運営【地域福祉課 地域福祉係】	4
	7. 包括的支援事業の充実・強化【地域福祉課 地域包括支援センター係】	4
	8. 居宅介護支援事業の充実・強化【在宅福祉課 居宅介護支援事業係】	5
	9. 訪問介護事業の充実・強化【在宅福祉課 訪問介護事業係】	5
	10. 通所介護事業の充実・強化【在宅福祉課 通所介護事業係】	5
IV	事業活動計画	6
	1. 地域福祉課 総務係	6
	2. 地域福祉課 地域福祉係	6
	3. 地域福祉課 地域包括支援センター係	8
	4. 在宅福祉課 居宅介護支援事業係	9
	5. 在宅福祉課 訪問介護事業係	9
	6. 在宅福祉課 通所介護事業係	9

I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展、環境問題の深刻化、国や地方公共団体の深刻な財政危機への直面などを背景とし、従来の手法や発想にとらわれない大胆な改革が進められるなど、時代は大きな変革期にさしかかっています。

このような中で、社会福祉基礎構造改革の基本的な方向性として、「サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立」や「個人の多様な需要に対する地域での総合的な支援」が提起されました。

また、これを受けて平成12年に成立した社会福祉法では「地域福祉の推進」が福祉サービスの基本理念の一つとして初めて明記されました。

これらの流れは、地域に存在する公私のさまざまな主体が協働して利用者の多様なニーズに応える総合的な支援を行うなど、住民の生活の拠点である地域に根ざして助け合い、その人らしく安心して充実した生活が営めるような地域社会を築いていくという考え方に立脚しており、本会の基本理念である『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点課題として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「在宅福祉サービスの充実」を中核として、さらに住民参加の促進を有機的に推進しながら各種事業強化策を改めて図らなければなりません。

一方、昨年度に引き続き、社会福祉協議会への補助金については厳しい状況となっており、新規事業や人件費を含む事務事業全体の財源確保が困難な状況になってきているうえ、関係法令の見直しや専門職等の人材確保が困難な時代を迎えています。

このような困難な状況に対し、本会として受け身に陥るのではなく、社会福祉法の考えに立脚した「地域住民に依拠した民間の福祉団体」として、信頼される社協作りや、地域のニーズと新しい時代の要請に基づいた新たな事業の開発・実施など、地域住民の福祉力を一層強化していく中で、財政の安定化に向けた経営が必要であると考えます。

Ⅱ 基本方針

第2次地域福祉活動計画の基本理念として定めた『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』を実現するため、次の基本方針を掲げて活動を推進します。

基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています

地域福祉の時代を迎える中で、住民が主役の地域福祉活動のシンボルとして、小地域福祉委員会の活動を引き続き支援するとともに、第2次小地域福祉委員会のモデル地区を指定します。(平成20年度～平成21年度まで)

また、住民の生活課題が複雑化してきている昨今、公的制度の利用だけでは地域生活が成り立たなくなってきた現状もあるため、インフォーマルなサービスが重要となってきました。このような流れを受けて、本会では平成18年度に地域住民による会員制の支えあい事業である、ふれあいサポート事業を展開しています。担い手である協力会員の不足が課題となっており、協力会員の増強や事業の積極的な啓発を行うことにより、事業の安定供給を目指します。

その他にも、インフォーマルサービスの担い手として小地域福祉委員会やサロン活動、民生児童委員やボランティアと連携して、実態や地域ニーズを把握するとともに、フォーマル・インフォーマルな地域資源とつながっているという社協の特性を活かして、総合相談体制づくりに取り組みます。

※ フォーマルサービス：公的機関が制度に基づいて行うサービス

※ インフォーマルサービス：地域社会やボランティア等が行う非公式的な援助

基本方針2 社協の特性を活かして、利用者の立場に立った在宅生活を支えています

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活全般を支えていることが本会の特性です。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを利用者の立場に立って一体的に提供することにより、高齢者や障害者の在宅、地域生活を支えています。

また、デイサービスセンターという在宅福祉活動の拠点を確立したことに伴い、利用者本位の総合的な福祉サービスを提供するとともに、事業の透明性や公平性を

確保し、自立した安定的な財源確保を旨とします。

基本方針3 時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします

本会の業務に関連する法制度の見直しが予想されることに加えて、人口増加、地域差への対応など、将来的なサービス拡大が予想されます。このために、職員の育成や質の向上など、事業の拡大に備えた経営体制づくりと事務局組織の見直しを検討します。

さらに、会員増強計画に基づいて本会の活動に賛同いただける会員を増やし、会費を地域へ還元していくなど、地域住民に支えられた組織を旨とします。

Ⅲ セクション別重点目標

1. 職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課 総務係】

住民サービスの向上に資するため、本会職員に対して体系的な研修の実施を継続して進め、職員一人ひとりの育成を旨とするとともに、看護職や介護職の採用が困難な時代を迎えていることから、専門職の確保に努めます。

また、組織に対する信頼性を高めるため、引き続き「福祉サービス苦情解決事業実施要綱」に則った各係での苦情解決体制の整備に努め、適切な苦情解決に取り組めます。

2. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【地域福祉課 総務係】

福祉ニーズの複雑化や多様化、財政状況の緊縮など、本会を取り巻く状況は引き続き厳しい内容となっています。その状況をふまえて、より円滑で効率的な事務事業執行体制が図れるよう、また、本会の方針に沿った活動を推進できるよう、経営の安定化に向けた自主財源の造成に引き続き尽力し、法人全体として採算を図ることを目的として柔軟に事業を展開します。

3. 小地域福祉委員会活動の拡充【地域福祉課 地域福祉係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を守っていくためには、地域福祉の担い手どうしが手を携えあう必要があります。

このため本会では、平成18年度から小地域福祉委員会活動を推進し、過去2年間に5ヶ所の自治会をモデル地区として指定しました。

今後は、モデル地区指定後も継続的な活動支援を行うとともに、第2期目として、新たに5ヶ所程度の自治会をモデル地区として指定し、小地域福祉委員会活動を拡充します。

4. ふれあいサポート事業協力会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】

近年の福祉課題は、複雑なケースが多く、福祉制度だけでは解決できないものが増えてきているため、その解決にあたっては、福祉制度を活用しながらも一方では、制度外の柔軟な対応を求められることもあります。

平成18年度から実施しているふれあいサポート事業は、高齢や障害、子育てなどの領域を問わず、制度では対応できないケースに対して柔軟に対応できる事業であるため、ふれあいサポート事業の啓発を強化するとともに、担い手である協力会員を増員し、事業の安定供給を図ります。

5. 社協会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】

地域福祉活動を積極的に展開していくためには、本会の活動内容を理解していただく社協会員を増やすとともに、活動の貴重な財源である社協会費を増やすことが重要です。

平成19年度と同様に会員増強計画を作成し、本会の活動を地域住民に周知するとともに、積極的に地域に出向き、直接地域住民に働きかける取り組みを繰り返し実施することにより社協会員の増強を目ざします。

6. 災害ボランティアセンターの設置・運営【地域福祉課 地域福祉係】

災害ボランティアセンターを設置し、関係機関と連携を図るとともに、地域住民に対して災害や防災についての正しい知識を身につけるための講座を開催します。

また、災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの募集や養成を行います。

7. 包括的支援事業の充実・強化【地域福祉課 地域包括支援センター係】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアの中核機関を目ざします。

①介護予防ケアマネジメント業務②総合相談支援業務③権利擁護業務④包括的・継続的ケアマネジメント業務の各内容について段階的な整備を目ざし、特に、地域に対して地域包括支援センターの普及啓発を行ない、総合相談窓口として認知度を向上することにより相談業務やネットワーク形成につながる環境を整備します。

また、要支援者や介護予防が必要と判断された方（特定高齢者）が、様々な社会資源を活用しながら地域での日常生活を継続することができるようケアマネジメントの充実を図ります。

8. 居宅介護支援事業の充実・強化【在宅福祉課 居宅介護支援事業係】

平成19年度に受けた介護保険事業実地指導の内容を踏まえた上で、居宅介護支援事業の質の向上に取り組みます。ケアプラン作成において、フォーマルサービス及びインフォーマルサービスを複合的にケアプランに反映させていく必要があり、地域社会資源の活用や医療機関との連携等が必須となり、ケアプランの内容も今まで以上に多様化していくことが予想されるため、ますます介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質が問われることとなります。

様々な状況や必要性に応じて対応できるよう情報の収集を行い、専門性を向上するとともに、社会資源の提案等も打ち出して、安定した在宅生活を送れるような支援体制を目ざします。

9. 訪問介護事業の充実・強化【在宅福祉課 訪問介護事業係】

訪問介護計画に至るモニタリング（観察）及びアセスメント（評価）の重要性を認識し、問題点の解決に向けた対応策を検討するとともに、利用者の思いを汲み取り、安心・満足なサービス提供を心がけます。

また、各職員の業務分担を明確にする中で、特にサービス提供責任者としての業務内容を前面に打ち出し、全員に周知徹底することにより、定期的なヘルパーミーティングの開催や介護技術研修の実施、資格習得に向けての支援など、全ヘルパーの資質向上に努め、利用者に満足していただけるサービスを提供します。

10. 通所介護事業の充実・強化【在宅福祉課 通所介護事業係】

通常規模型通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、介護予防通所介護事業と介護予防から重介護までの利用者の幅広い多様なニーズに対応できる事業の充実を図り、今後はそれぞれに求められている事業のあり方を明確に進めていく必要があります。

特に認知症対応型通所介護事業においては、地域密着型の在宅サービスとして位置づけられており、これから利用が増えるであろう認知症高齢者のよりどころとして、また地域から期待される事業所として利用者や家族の意識調査等を行いつつ、地域密着型としての特性を生かした事業を前面に打ち出します。

また、介護予防通所介護事業においては、運動器の機能向上加算を算定し、運動機器を活用することにより、機能訓練の更なる強化を図り、利用者の心身機能の改善と生活の質の向上を目指したサービスを提供します。

IV 事業活動計画

1. 地域福祉課 総務係

- (1) 法人の運営に関する会議等の運営
 - ①正副会長会議（三役会議）の開催
 - ②理事会・評議員会の開催
 - ③監事による監査の実施
- (2) 事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進
 - ①情報公開・個人情報保護に関する業務
 - ②事業の評価に関する業務
 - ③福祉サービス苦情解決事業の実施
- (3) 給与・人事関係事務
 - ①給与事務
 - ②労務管理・福利厚生事務
 - ③人事にかかる事務
- (4) 経理関係事務
 - ①予算案編成・決算案調整
 - ②出納業務
- (5) 職員研修の実施
 - ①職員研修の実施
 - ②交通安全講習の実施
- (6) 各種基金の造成管理
- (7) 生活福祉資金貸付事業等事務
 - ①生活福祉資金貸付事業事務〈受託事業〉
 - ②離職者支援資金貸付事業事務〈受託事業〉
- (8) 住民全般を対象とした相談事業の実施
 - ①弁護士による無料法律相談事業の実施
 - ②司法書士による無料法律相談事業の実施
- (9) 施設及び固定資産管理業務
 - ①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉
 - ②デイサービスセンター保守点検管理業務

2. 地域福祉課 地域福祉係

- (1) 会員増強運動の実施
 - ①会員増強計画の作成
 - ②説明会の開催

- (2) 地域福祉に関する委員会等の運営
 - ①ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ②地域福祉活動計画推進委員会の開催
 - ③地区福祉推進委員研修会の開催
- (3) 地域福祉活動の推進
 - ①小地域福祉委員会活動（サロン活動等）支援業務
 - ②レクリエーション機器等貸出事業の実施
 - ③ふれあいサポート事業の実施
 - ④災害に関する事業の実施
- (4) ボランティア活動の推進
 - ①ボランティア登録及び需給調整に関する業務
 - ②ボランティア保険等に関する業務
 - ③ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
 - ④ボランティア活動に関する講座の開催
 - ⑤ボランティア連絡協議会・サロンボランティア連絡会への活動支援
- (5) 災害ボランティアセンターの設置・運営〈新規〉
 - ①災害ボランティアの募集及び養成〈新規〉
 - ②災害ボランティアコーディネーターの養成〈新規〉
- (6) 高齢者等を対象とした事業の実施
 - ①配食サービス事業の実施〈受託事業〉
 - ②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉
 - ③寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施〈受託事業〉
 - ④軽度生活援助事業の実施〈受託事業〉
 - ⑤訪問理美容サービス事業の実施〈受託事業〉
 - ⑥外出支援事業の実施〈受託事業〉
 - ⑦介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉
 - ⑧テレフォンサービス事業の実施
 - ⑨一人暮らし高齢者友愛訪問事業の実施
 - ⑩高齢者見守り隊事業の実施〈新規〉
- (7) 高齢者の社会参加を促進するための事業等の実施
 - ①一人暮らし高齢者等会食交流会の実施
 - ②一人暮らし高齢者の会「若葉会」の事務局運営
- (8) 児童等を対象とした事業の実施
 - ①親子ふれあい推進事業の実施
 - ②子育てサロンへの活動支援
 - ③夏休み地域児童福祉活動助成事業の実施
 - ④小・中・高等学校における福祉体験学習への支援

- (9) 障害者を対象とした事業の実施
 - ①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉
 - ②日常生活用具貸出事業の実施
- (10) 広報啓発事業の実施
 - ①せいか社協だよりの発行
 - ②ホームページの充実
 - ③福祉啓発映画上映会の実施
 - ④ふれあいまつり・せいか祭りにおける社協事業啓発
- (11) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉
- (12) 共同募金配分事業の実施
 - ①福祉団体等への助成金交付の実施
 - ②社会福祉団体等助成事業の実施
 - ③個人給付（歳末お見舞金）の実施
 - ④地域サロン活動への助成金交付の実施
 - ⑤一人暮らし高齢者等おせち宅配事業の実施
 - ⑥在宅高齢者等介護用品支給事業の実施
 - ⑦共同募金受配団体等へのニーズ調査の実施〈新規〉
- (13) 共同募金会事務局の運営
- (14) ボランティア基金運用益によるボランティア活動基盤整備事業の実施

3. 地域福祉課 地域包括支援センター係

- (1) 新予防給付に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉
 - ①介護予防ケアプランの作成
 - ②サービス担当者会議の開催
 - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
 - ④給付管理業務の実施
- (2) 総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉
 - ①既存ネットワークなどの実態把握
 - ②高齢者実態把握業務の実施
 - ③総合相談窓口としての周知・啓発の強化
 - ④高齢者の権利擁護業務の実施
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉
 - ①日常的個別指導・相談業務の実施
 - ②支援困難事例等への指導・助言業務の実施
 - ③包括的・継続的なケア体制構築業務の実施
 - ④ケアマネジャーネットワーク形成業務の実施

4. 在宅福祉課 居宅介護支援事業係

- (1) 要介護者ケアマネジメント業務
 - ①ケアプランの作成
 - ②サービス担当者会議の開催
 - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
 - ④給付管理業務の実施
- (2) 要支援者ケアマネジメント業務
 - ①介護予防ケアプランの作成
 - ②サービス担当者会議の開催
 - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
- (3) 介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉

5. 在宅福祉課 訪問介護事業係

- (1) 要介護者への訪問介護事業の実施
 - ①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の開催
- (2) 要支援者への予防訪問介護事業の実施
 - ①予防訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の開催
- (3) 障害者居宅介護事業の実施
- (4) 高齢者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉
- (5) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉

6. 在宅福祉課 通所介護事業係

- (1) 要介護者への通所介護事業の実施
 - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の開催
- (2) 認知症要介護者への通所介護事業の実施
 - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の開催
- (3) 要支援者への介護予防通所介護事業の実施
 - ①予防通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の開催
- (4) 生きがい活動支援通所事業の実施〈受託事業〉
- (5) 特定高齢者介護予防事業の実施〈受託事業〉
- (6) デイサービスセンター防災訓練等の実施